

26川監公第13号

平成26年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 奥 宮 京 子

同 菅 原 進

同 宮 原 春 夫

1 監査の種別 財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

ア 「音楽のまち・かわさき」推進協議会
(所管部局 市民・こども局市民文化室)

イ 川崎市救急告示医療機関協会
(所管部局 健康福祉局医療政策推進室)

(2) 出資団体

ア 公益財団法人川崎市国際交流協会
(所管部局 総務局国際施策調整室)

イ 川崎冷蔵株式会社
(所管部局 経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

ウ 川崎臨港倉庫埠頭株式会社
(所管部局 港湾局港湾経営部経営企画課)

エ 公益財団法人川崎市消防防災指導公社
(所管部局 消防局予防部予防課)

(3) 指定管理者

ア 公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共
同事業体

公の施設の名称 川崎市国際交流センター
(所管部局 総務局国際施策調整室)

イ 川崎市文化財団グループ
公の施設の名称 川崎シンフォニーホール
(所管部局 市民・こども局市民文化室)

ウ 川崎市文化財団グループ

- 公の施設の名称 川崎市アートセンター
(所管部局 市民・こども局市民文化室)
- エ 株式会社藤子ミュージアム
公の施設の名称 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム
(所管部局 市民・こども局市民文化室)
- オ 一般社団法人富士見町開発公社
公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家
(所管部局 市民・こども局こども本部青少年育成課)
- カ 公益財団法人川崎市産業振興財団・三井物産ファシリティーズ株式
会社共同事業体
公の施設の名称 かわさき新産業創造センター
(所管部局 経済労働局次世代産業推進室)
- キ 太平洋総業サービス株式会社
公の施設の名称 多摩川緑地バーベキュー広場
(所管部局 建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)
- ク 川崎市ビルメンテナンス業協同組合
公の施設の名称 市営自転車等駐車場南部ブロック
(所管部局 建設緑政局自転車対策室)
- ケ 川崎市交通安全協会・NCD共同企業体
公の施設の名称 市営自転車等駐車場中部ブロック
市営自転車等駐車場北部ブロック
(所管部局 建設緑政局自転車対策室)
- コ 社会福祉法人大慈会
公の施設の名称 川崎市みぞのくち保育園
川崎市くじ保育園

(所管部局 高津区役所こども支援室)

3 監査の範囲 主として平成25年度執行に係る出納その他の事務

4 監査の期間 平成26年9月1日から平成26年11月26日まで

5 監査の方法

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて、抽出により関係書類の審査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

なお、指定管理者が管理を行う施設のうち、川崎市八ヶ岳少年自然の家については、教育委員会が設置した青少年教育施設であり、教育委員会が市民・こども局こども本部長に施設の維持管理等を事務委任し、指定管理者に関する事務を補助執行させている。今回の監査において、当該施設の維持管理、備品管理などに多くの課題が見受けられた。これらの課題解決のためには、市民・こども局こども本部と教育委員会事務局の連携が必要であると考えられることから、より一層の連携体制の強化を図られたい。

(1) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 退職慰労金にかかる会計処理を適正に行うべきもの

川崎臨港倉庫埠頭株式会社の平成24年度事業報告書をみたところ、退任取締役に対する退職慰労金を支出していたことが確認できた。

しかしながら振替伝票等をみたところ、退職慰労金は役員退職給与積立金から直接支出されており、費用として計上されていなかった。

退職慰労金の支出に当たっては費用として計上されるとともに、市は川崎臨港倉庫埠頭株式会社に指導されたい。

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

イ 経理規程に基づき適正に契約を行うべきもの

川崎冷蔵株式会社の経理規程及び契約事務取扱要項によると、契約金額が100万円を超える契約は、契約書により契約を締結することとされている。

しかしながら、契約金額が100万円を超える契約関係書類を4件抽出してみたところ、4件全ての契約について、契約書が作成されていないかった。

経理規程及び契約事務取扱要項に基づき、適正な契約事務を執行されるとともに、市は川崎冷蔵株式会社に指導されたい。

(川崎冷蔵株式会社)

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

ウ 監事の監査の公正性を確保すべきもの

公益財団法人川崎市国際交流協会の監事の就任状況についてみたところ、監事2名のうち1名については、別途会計業務等に関して顧問契約を締結している税理士が就任していた。これは、会計業務等の顧問が、監事として自ら監査することになり、監査の公正性の観点から適切ではない。

監事の監査の公正性を確保されるとともに、市は公益財団法人川崎市国際交流協会に指導されたい。

(公益財団法人川崎市国際交流協会)

(総務局国際施策調整室)

エ その他改善を要する軽易な事項

(ア) 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記について、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高が記載されていなかった事例

(公益財団法人川崎市国際交流協会)

(総務局国際施策調整室)

(イ) 物品預り書を徴すべきもの

公益財団法人川崎市国際交流協会に対する物品の貸付けに際し、川崎市物品会計規則(昭和39年規則第32号)に基づく物品預り書を徴していなかった事例

(公益財団法人川崎市国際交流協会)

(総務局国際施策調整室)

(2) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 利用料金に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市少年自然の家条例(昭和52年条例第16号)第13条第2項によると、利用料金は、前払しなければならないとされており、ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りでないとされている。

川崎市八ヶ岳少年自然の家(以下「自然の家」という。)における利用料金の徴収状況についてみたところ、全ての支払が後払となっていた。

市は、指定管理者に対して、特別の理由がある場合を除き、前払に

よる徴収を行うよう指導するとともに、指定管理者は、利用料金に係る事務を適正に行われたい。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

イ 適切に収支報告を受けるべきもの

川崎市みぞのくち保育園の指定管理に関する基本協定書第7条によると、指定管理者は、毎年度の管理業務終了後、市に指定管理業務に係る収支状況等を記載した事業報告書を提出することとされている。

しかしながら、市は、指定管理業務以外の収支を含んだ資金収支決算書の数値をもって川崎市みぞのくち保育園の管理運営に係る収支として把握し、評価していた。

市は、指定管理業務に係る収支状況等を記載した事業報告書の提出を求め、指定管理業務に係る収支状況を的確に把握し、評価されるよう努められたい。

(高津区役所こども支援室)

ウ 共同事業体の収支状況を明確にすべきもの

川崎シンフォニーホールは、代表者を公益財団法人川崎市文化財団、構成員を株式会社シグマコミュニケーションズ、サントリーパブリシティサービス株式会社とする川崎市文化財団グループが指定管理者として管理を行っている。

また、川崎市アートセンターは、代表者を公益財団法人川崎市文化財団、構成員を学校法人東成学園、学校法人神奈川映像学園とする川崎市文化財団グループが指定管理者として管理を行っている。

指定管理者から提出された川崎シンフォニーホール及び川崎市アートセンターに係る収支計算書をみたところ、代表者が構成員に業務分

担金として配分した費用の記載があるのみで、構成員が実際に支出した費用の内容については記載がなかった。

市は、業務分担金の内容について把握していたものの、指定管理業務の履行状況や指定管理料の妥当性等を検証するためには、事業報告書等において共同事業体としての収支を明確にすることが求められる。

市は、指定管理者に対して、業務分担金の内容を明らかにした事業報告書等を提出するよう指導されたい。

(川崎市文化財団グループ(川崎シンフォニーホール)、川崎市文化財団グループ(川崎市アートセンター))

(市民・こども局市民文化室)

エ 会計区分を適正に行うべきもの

事業報告における収支報告を確認したところ、次のとおり不適切な事例があった。事業報告における指定管理業務の収支に他の経費が含まれると、当該公の施設の管理運営に係る経費を正確に把握することができないので、改められたい。

(ア) 川崎シンフォニーホールにおいて、指定管理業務に含まれない川崎シンフォニーホール第三期指定管理者応募書類の素案の作成に係る経費が指定管理業務の収支報告に含まれていた事例

(川崎市文化財団グループ)

(市民・こども局市民文化室)

(イ) 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムにおいて、指定管理業務に含まれない藤子・F・不二雄ミュージアム製作委員会決算資料作成に係る経費が指定管理業務の収支報告に含まれていた事例

(株式会社藤子ミュージアム)

(市民・こども局市民文化室)

(ウ) 多摩川緑地バーベキュー広場において、自主事業に係る全ての租税公課が指定管理業務の収支報告に含まれていた事例

(太平洋総業サービス株式会社)

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

オ 収支報告書を適正に作成すべきもの

事業報告における収支報告を確認したところ、次のとおり不適切な事例があった。収支報告は、指定管理業務について本市が求める水準により行われたかを判断する重要な要素であることから、指定管理者は適正な収支報告書を提出されたい。また、市は収支報告書の作成に関して指定管理者に対し適切な指示を行うとともに、収支報告書の確認を確実に行われたい。

(ア) 自然の家における事例

a 収入の部において、主催事業に係る収入が二重に計上されていた事例

b 指定管理業務である販売事業に係る物品販売収入が、自主事業収入として計上されていた事例

c 委託費の予算額や消耗品費の科目が誤っていた事例

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

(イ) 川崎市営自転車等駐車場における事例

a 南部ブロックについて、支出である返還金が収入の部に、また納付金減収分が支出の部に、それぞれマイナスの数値で計上されていた事例

(川崎市ビルメンテナンス業協同組合)

(建設緑政局自転車対策室)

b 指定管理者が異なる南部ブロックと中・北部ブロックで記載方法が不統一である事例

(建設緑政局自転車対策室)

c 南部ブロックの自主事業収入について、平成25年度から市の指示により、支出の部に自主事業関連費として、マイナスの数値で計上されていた事例

(建設緑政局自転車対策室)

d 中・北部ブロックについて、本来は存在する雑収入を記載していなかった事例

(川崎市交通安全協会・NCD共同企業体)

(建設緑政局自転車対策室)

カ 臨時の開所等に係る報告を行うべきもの

川崎市少年自然の家条例第7条によると、自然の家の休所日は12月28日から翌年の1月4日までの日とされ、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、臨時に開所又は休所できると定められている。また、川崎市八ヶ岳少年自然の家の管理に関する基本協定書(以下「自然の家基本協定書」という。)第18条第1項によると、指定管理者は臨時の開所又は休所を行う場合は事前に報告するものとされている。

自然の家の休所日についてみたところ、平成23年度以降、毎年、条例で定められた休所日に開所されていたが、事前の報告がなされていないかった。

市は、指定管理者に対して、自然の家基本協定書に基づき報告を行うよう指導されたい。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

キ 施設管理を適正に行うべきもの

自然の家基本協定書第24条第2項によると、修繕は、原則、1件につき100万円以上のものについては教育委員会及び市が実施し、1件につき100万円未満のものについては指定管理者が実施するものとされている。また、業務仕様書によると、指定管理者の施設管理業務として、内部・外観の日常点検及び定期点検による破損・故障箇所等の早期発見を行い、緊急を要する場合には100万円以上の修繕も指定管理者の負担で実施できるものとされている。

自然の家における施設管理についてみたところ、指定管理者は116件の修繕を行っていたものの、次のように修繕が必要となる事例があった。

市は、指定管理者と協議の上、破損・故障箇所等への対応を図りたい。

(ア) 汚水処理施設等の目隠し壁の基礎が朽ちており倒壊の危険があった事例

(イ) ワーキングホールの排煙設備が故障していた事例

(ウ) ベランダなどの手すりが老朽化し破損していた事例

(エ) 非常口の土台が破損していた事例

(オ) 身体障害者用トイレのアコーディオンカーテンが破損していた事例

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

ク 備品管理を適正に行うべきもの

自然の家における備品管理についてみたところ、次のような事例が

あった。

市及び指定管理者は、適正な備品管理を行われたい。

(ア) 指定管理者に無償で貸与できるとされている備品等について、貸与備品等の一覧が作成されていなかった事例

(イ) 指定管理者が所有する備品等について、備品等管理簿が作成されておらず、備品シールも添付されていなかったため、帰属先が明らかでなかった事例

(ウ) 備品整理簿に登載されている備品について、所在不明となっていた事例

(エ) 平成9年に購入した軽自動車について、備品整理簿への登載を行っていなかった事例

なお、このことについては、平成20年度の財政援助団体等監査においても文書注意を行ったところであり、備品等を所管する教育委員会へ申し入れるとの報告を受けたものの未だ改善されていないことから速やかに是正されたい。

(オ) 使用予定のない備品が多数保管されていることから、有効活用等について検討すべき事例

(カ) 重要物品である立体地図のカバーが破損していた事例

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

ケ 固定資産の管理を適正に行うべきもの

川崎市みぞのくち保育園の指定管理に関する基本協定書第13条によると、指定管理料にて取得した単価2万円以上の備品については市に帰属するとされている。

平成25年度における購入備品をみたところ、本市への帰属備品が

指定管理者の固定資産としても計上されていた事例があった。

指定管理者は、適切に固定資産管理を行われるとともに、市は指定管理者に指導されたい。

(社会福祉法人大慈会)

(高津区役所こども支援室)

コ その他改善を要する軽易な事項

(ア) 再委託の承諾を書面により行うべきもの

指定管理者が、指定管理業務以外に市から受託した藤子・F・不二雄ミュージアム交通誘導警備業務を再委託する際に、契約に定められた書面による承諾を市が行っていない事例

(市民・こども局市民文化室)

(イ) 自動販売機等の設置台数を定めるべきもの

自然の家において、協定の締結時に定めるものとされている自動販売機及びコイン式洗濯機の設置台数が定められていなかった事例

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

(ウ) リスク分担の詳細を定めるべきもの

自然の家における自然の家基本協定書について、リスク分担に関する事項が不明確であった事例

(一般社団法人富士見町開発公社)

(市民・こども局こども本部青少年育成課)

(エ) 指定管理施設の備品管理等を適正に行うべきもの

a 川崎市国際交流センターにおいて、指定管理者が持ち込んだ備品について物品管理簿が作成されていなかった事例

(公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニテイ

一 共同事業体)

(総務局国際施策調整室)

- b かわさき新産業創造センターにおいて、指定管理者が管理業務のために購入した備品が購入備品管理簿に登載されていなかった事例

(公益財団法人川崎市産業振興財団・三井物産ファシリティーズ株式会社共同事業体)

(経済労働局次世代産業推進室)

- c 多摩川緑地バーベキュー広場における市からの貸与備品の一部について、備品整理簿への登載を行っていない事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

- d 市営自転車等駐車場南・中・北部ブロックにおける市からの貸与備品の全件について、備品整理簿への登載を行っていない事例

(建設緑政局自転車対策室)

- e 川崎市くじ保育園における指定管理料で購入した本市帰属備品について、備品整理簿への登載を行っていない事例

(高津区役所こども支援室)

- f 川崎市くじ保育園の備品について、備品票が貼付されていない事例

(高津区役所こども支援室)

- g 川崎市みぞのくち保育園において廃棄及び保管換え手続が、川崎市くじ保育園において保管換え手続が適正に行われていなかった事例

(高津区役所こども支援室)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

(基本財産又は資本金は平成26年3月31日現在)

1 財政援助団体

(1) 「音楽のまち・かわさき」推進協議会

団体及び財政援助の概要

設立年月日	平成16年4月18日
設立目的	音楽を中心とした芸術や市民文化の創造を通じ、活力とうるおいのある地域社会づくりを推進することにより、音楽文化の振興に寄与するとともに、市内外に発信することで、魅力ある都市の発展に寄与することを目的とする。
財政援助の種類	補助金 5,831万円
主な補助金	「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金 5,831万円

(2) 川崎市救急告示医療機関協会

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和51年7月1日
設立目的	救急医療の充実を図り、併せて川崎市医師会並びに川崎市病院協会との連携を密にし、もって救急事業の円滑な推進に資することを目的とする。
財政援助の種類	補助金 6,796万円
主な補助金	川崎市救急病院等確保事業補助金 6,796万円

2 出資団体

(1) 公益財団法人川崎市国際交流協会

団体の概要

設立年月日	平成元年8月25日
設立目的	川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与することを目的とする。
基本財産	3億円
本市の出捐状況	3億円(100.0%)

(2) 川崎冷蔵株式会社

団体の概要

設立年月日	昭和56年4月1日
事業目的	1 冷蔵凍結の業務 2 氷の製造及び販売
資本金	5,000万円
本市の出資状況	4,000万円(80.0%)

(3) 川崎臨港倉庫埠頭株式会社

団体の概要

設立年月日	昭和35年8月16日
事業目的	1 倉庫業 2 倉庫、建物及び土地、その他施設の賃貸業 3 コンテナ埠頭施設及びコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営 4 港湾施設の強化及び振興に寄与する為の調査・研究 5 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施 6 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に係る業務
資本金	1億円
本市の出資状況	5,000万円(50.0%)

(4) 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

団体の概要

設立年月日	平成4年12月1日
設立目的	消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。
基本財産	1億円
本市の出資状況	1億円(100.0%)

3 指定管理者

(1) 公益財団法人川崎市国際交流協会・株式会社東急コミュニティー共同 事業体

公の施設の名称 川崎市国際交流センター

施設の概要

設置目的	市民の国際理解を増進するとともに、国際的な文化交流及び市民交流を促進することにより相互理解を深め、もって市民の文化の向上及び国際友好親善の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市中原区木月祇園町2番2号
主な事業内容	1 国際交流に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。 2 国際交流に関する研修会、講演会等を行うこと。 3 国際交流を促進するための行事を行うこと。 4 施設及び設備を利用に供すること。
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	1億6,378万円

(2) 川崎市文化財団グループ

公の施設の名称 川崎シンフォニーホール

施設の概要

設置目的	音楽の鑑賞の機会の提供、音楽活動の振興等を図り、もって市民文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区大宮町1310番地
主な事業内容	1 音楽の鑑賞会を開催すること。 2 音楽の鑑賞、音楽活動等のための施設及び設備を利用に供すること。 3 音楽活動の支援を行うこと。
指定期間	平成20年4月1日から平成27年3月31日まで
指定管理料	7億3,803万円

(3) 川崎市文化財団グループ

公の施設の名称 川崎市アートセンター

施設の概要

設置目的	芸術文化の創造、発信及び交流を促進するとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供し、もって市民の芸術文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市麻生区万福寺6丁目7番1号
主な事業内容	1 芸術文化の創造、発信及び交流を促進するための事業に関する事。 2 芸術文化の鑑賞会を開催すること。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する事。 5 芸術文化に関する活動の支援に関する事。 6 芸術文化に係る施設、芸術文化に関する活動を行う団体等との連携に関する事。
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
指定管理料	1億4,759万円

(4) 株式会社藤子ミュージアム

公の施設の名称 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム

施設の概要

設置目的	多摩丘陵の恵まれた自然の中で、川崎市ゆかりの漫画家藤子・F・不二雄の作品の展示等を通じて、当該作品に込められたメッセージを子どもをはじめとするすべての世代に伝えることにより、市民の文化芸術活動の振興及び本市の魅力の増進に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区长尾2丁目8番1号
主な事業内容	1 藤子・F・不二雄の作品、資料等の収集、保管、展示等を行うこと。 2 作品等に関する調査及び研究並びに情報の提供に関する事。 3 博物館、美術館その他の関係機関との連携に関する事。
指定期間	平成23年7月15日から平成33年3月31日まで
指定管理料	5,486万円

(5) 一般社団法人富士見町開発公社

公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家

施設の概要

設置目的	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図るため。
設置場所	長野県諏訪郡富士見町境字広原12067番地482
主な事業内容	1 団体宿泊訓練に関する事。 2 野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関する事。 3 野外活動、体育及びレクリエーションに関する事。 4 市内の少年団体の指導及び育成に関する事。 5 市内の小学校及び中学校その他の教育機関と連絡し、協力すること。
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	2億6,083万円

(6) 公益財団法人川崎市産業振興財団・三井物産ファシリティーズ株式会社
社共同事業体

公の施設の名称 かわさき新産業創造センター

施設の概要

設置目的	個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等を支援することにより地域における新たな産業の創造を図るとともに、企業を支える基盤技術の高度化の促進のための措置を講じ、もって地域経済の活性化に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区新川崎7番7号
主な事業内容	1 個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等のための施設及び設備を利用に供すること。 2 施設を利用する者に対する経営、技術開発、大学その他の研究機関との共同研究等に関する相談及び助言を行うこと。 3 企業を支える基盤技術の高度化の促進のための研修に関すること。
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
指定管理料	0円

(7) 太平洋総業サービス株式会社

公の施設の名称 多摩川緑地バーベキュー広場

施設の概要

設置目的	多摩川緑地バーベキュー広場は首都圏におけるバーベキューの利用地として広く認知され、多くの人々に利用されている。施設を適正に管理することでごみや騒音などのバーベキュー利用に起因する迷惑行為の低減を図るとともに、市費負担の軽減を図ることを目的とする。また、「川崎市多摩川プラン」の基本理念実現に向けて、川とふれあい川への理解を深めるきっかけ作りを進めることも目的とする。
設置場所	川崎市高津区瀬田地内
主な事業内容	1 利用の禁止又は制限に関する業務 2 利用の承認に関する業務 3 利用料金の収受に関する業務 4 利用料金の返還に関する業務 5 利用料金の減免に関する業務 6 監督処分に関する業務 7 管理施設の運営に関する業務 8 施設等の維持管理に関する業務（施設の保守、管理及び修繕業務） 9 管理施設周辺等警備に関する業務 10 環境向上に関する業務 11 多摩川増水等による緊急時の対応に関する業務 12 自主事業
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
指定管理料	0円

(8) 川崎市ビルメンテナンス業協同組合

公の施設の名称 市営自転車等駐車場南部ブロック

施設の概要

設置目的	公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することで、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場を確保するとともに、市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、安全で住みよい生活環境の維持向上を図ることを目的とする。
設置場所	川崎市川崎区、幸区内
主な事業内容	1 対象自転車等駐車場の管理運営に関する業務 2 対象自転車等駐車場の建物及び附帯設備の維持保全に関する業務
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
指定管理料	0円

(9) 川崎市交通安全協会・NCD共同企業体

公の施設の名称 市営自転車等駐車場中部ブロック

市営自転車等駐車場北部ブロック

施設の概要

ア 市営自転車等駐車場中部ブロック

設置目的	公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することで、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場を確保するとともに、市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、安全で住みよい生活環境の維持向上を図ることを目的とする。
設置場所	川崎市中原区、高津区内
主な事業内容	1 対象自転車等駐車場の管理運営に関する業務 2 対象自転車等駐車場の建物及び附帯設備の維持保全に関する業務
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
指定管理料	0円

イ 市営自転車等駐車場北部ブロック

設置目的	公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することで、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場を確保するとともに、市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、安全で住みよい生活環境の維持向上を図ることを目的とする。
設置場所	川崎市宮前区、多摩区、麻生区内
主な事業内容	1 対象自転車等駐車場の管理運営に関する業務 2 対象自転車等駐車場の建物及び附帯設備の維持保全に関する業務
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
指定管理料	0円

(10) 社会福祉法人大慈会

公の施設の名称 川崎市みぞのくち保育園

川崎市くじ保育園

施設の概要

ア 川崎市みぞのくち保育園

設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市高津区溝口4丁目19番2号
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施 2 児童福祉法第48条の3第1項による情報の提供及び相談及び助言の実施 3 延長保育の実施 4 一時保育の実施 5 地域子育て支援センター事業
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	2億275万円

イ 川崎市くじ保育園

設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市高津区久地3丁目16番1号
主な事業内容	1 児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施 2 児童福祉法第48条の3第1項による情報の提供及び相談及び助言の実施 3 延長保育の実施
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
指定管理料	1億960万円